

令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

〈生活指導の基本方針〉

- 1 全教職員の意思統一を図り、よりよい対策・指導を検討・計画して、協力しながら組織的に指導・支援にあたる。
- 2 情報交換を密にし、児童の実態把握に努めて、様々な課題に対し、予防と早期発見・早期対応に努める。
- 3 児童全員が「相談できる大人がいる」環境で生活できるよう、家庭や SC・医療機関などの外部機関との連携を通し、多面的な支援体制を整える。
- 4 学校・児童・家庭で共通認識のルールのもと、指導にあたる。

〈具体的な指導体制〉

- ・毎週金曜日に、特別支援校内委員会及びいじめ対策委員会を開催し、議題に合わせて、よりよい指導・支援の方向を複数体制で検討する。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会では、学級や児童の様子などに関して報告を行い、指導・支援に活用する。必要に応じて、特別支援校内委員会及びいじめ対策委員会で検討した、指導・支援の内容を全体で確認・共有する。
- ・ふれあい月間での「学校生活アンケート」や、学期ごとの特別支援全体会などを活用し、学校全体で、児童理解を深める。
- ・適宜、児童と SC との面談の機会を設ける。また、SC による授業観察により、課題の早期発見・早期対応に努める。
- ・毎週月曜日の全校朝会にて、週目標や月目標を全校児童に周知し、目標達成へ向けて助言をする。必要に応じて、教員及び管理職から生活指導上の問題に関して講話をする。

〈体罰防止のための取組〉

- 7月・8月・9月・12月の服務事故防止月間では、職員会議などにおいて、人権や体罰防止等に関する服務研修を行い、体罰防止への意識の向上を図る。研修を通して、体罰は、子どもの基本的人権を侵害する、絶対に許されない行為であることを、教職員全体で再確認する。
- 「服務防止レター」とそれに関わる管理職からの諸注意及び、毎月の「体罰セルフチェックシート」に基づき、教職員一人ひとりが、自分の取組や自校の状況について振り返る。
- 生活指導上の問題について、教員が一人で悩み抱え込まないよう、特別支援校内委員会及びいじめ対策委員会を活用して、組織的に児童の対応にあたる。決して体罰によることなく、粘り強く指導にあたる。